

東名ジャンクション周辺地区

第7回 街づくり検討会 【資料】

【目 次】

1 . これまでの検討内容について	... 1
(1) 道路ネットワークについて	... 1
(2) 街並みの形成について ~土地利用(ゾーニング)と建物に関するルール	... 7
(3) 地区内のみどりについて	... 18
2 . 今回の検討にあたって	... 23

平成26年11月10日(月) 午後6時30分～9時

世田谷区 砧総合支所 街づくり課

1.これまでの検討内容について

第2回から第6回までの検討会の内容について、区が示した基本となる考え方やたたき台と皆さんから頂いたご意見等を整理しました。

(1) 道路ネットワークについて

1) 道路のネットワークの基本的な考え方について

(第3回街づくり検討会資料 10頁より作成)

現在決定している計画

機能補償道路（ただし、歩道等の設置については、上部空間利用の検討の際に意見として取り込みます。）

都市計画道路

主要生活道路

消防活動の行える（幅6m以上）道路の配置は…

250mごとに配置しなくてはならない
(第2回資料 7頁)
(第3回資料 4項)

道路の幅は…

建物を建てるためには4m以上必要
(第2回資料 4頁)
消防活動を行うためには6m以上が望ましい
(第2回資料 2～3頁)
土地区画整理事業以外の整備手法の街づくりを行うためには…
区画道路率の確保
(第2回資料 12頁)
消防活動困難区域の解消
(第2回資料 7・12頁)
(第3回資料 4項)

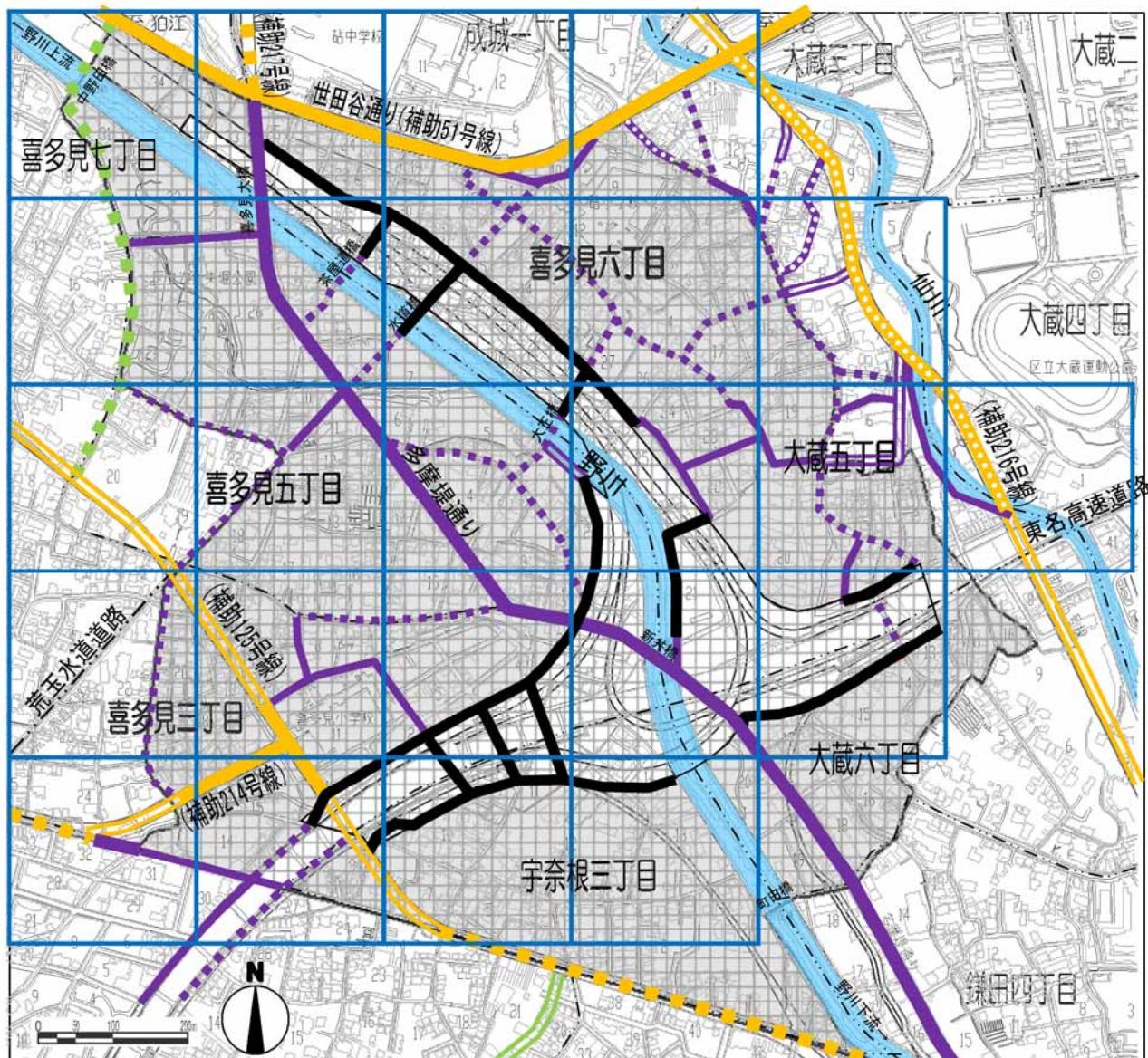
などを地区計画等の手法により実現する必要があります。

【参考】道路の機能（『せたがや道づくりプラン』（平成26年3月）

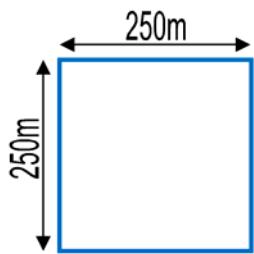
基本的な機能	視点
交通機能	交通処理機能の確保 都市の骨格となる道路ネットワークの形成 公共交通（路線バス等）の導入空間 交通結節点における通行機能の向上 (公共交通機関相互の円滑な乗り継ぎなど) 円滑な物流の確保 その他
防災機能	緊急輸送道路の拡充 避難路のネットワーク化 延焼防止（延焼遮断帯及び延焼遅延帯） 防災拠点（区立小中学校等）へのアクセス 消防活動のスペース その他
空間機能	生活空間の確保（イベントや交流の場、通風や採光の確保など） 都市環境保全（緑化等） ライフライン施設（電気、電話、ガス、上下水道など）の設置 その他
市街地形成機能	都市の骨格形成 居住環境区域の形成 景観の軸線形成 その他

2) 道路ネットワークの案（たたき台）

道路ネットワークの案（たたき台）は、道路ネットワークの基本的な考え方に基づき区が提案したものです。



防災の観点から必要とされる幅員 6 m 道路の配置間隔



凡 例

幹線道路・地区幹線道路 (幅員 15m~)

主要生活道路 (幅員 10m~)

地先道路 (幅員 6m~)

拡幅の必要な路線

新設の必要な路線

外環事業者が整備する道路 (機能補償道路)

現在事業中の道路

東名ジャンクション周辺地区

*世田谷区画街区については、幅員に応じて分類しています。

3) 道路のネットワークに関する検討会でのご意見

地区全体に関するご意見

道路ネットワーク（道路の位置等）に関するご意見

- ・消防活動の困難性は解消されるのか。《第2回1班》
- ・幅員6mの道路は、防災まちづくりの観点から必要である。《第5回2班》
- ・緊急車両は幅員が6m確保されていなくても通行可能ではないか。幅員を6mにする必要性が感じられない。《第3回1班》

歩行者・自転車の通行安全性の確保に関するご意見

- ・歩行者のネットワークはどうなるのか。《第2回1班》
- ・歩道の設置が必要。車よりも歩行者や自転車の通行を優先すべき。《第2回3班、第3回3班》
- ・スクールゾーンや居住者優先とするような規制の検討が必要。《第2回3班、第3回3班》

市街化予想線に関するご意見

- ・道路の検討で、市街化予想線をそのまま活かす必要はない。《第2回2班》

土地区画整理事業を施行すべき区域に関するご意見

- ・市街化予想線どおりに道路が整備されることは考えられないため、すべき区域は解除したほうがよい。ただし、実際個人の住宅の建築にあたっては市街化予想線上でもあまり影響はないため、道路ネットワーク検討によつて必要性の低い路線を除いた場合にすべき区域が解除できない水準となるのであれば、すべき区域はそのままでもよいのではないか。《第3回1班》
- ・防災機能確保上必要な路線は幅員を確保すべきである。しかし、必要な路線を指定した結果、すべき区域解除のための水準を下回ることになった場合はすべき区域が解除できなくとも仕方のないことだと思う。《第3回2班》
- ・市街化予想線は土地の有効利用を阻害する制限であり、すべき区域は解除すべきである。《第3回2班》

地区計画に関するご意見

- ・地区計画を定めることはよい。《第2回3班》

道路ネットワークと建ぺい率・容積率に関するご意見

- ・建ぺい率、容積率が増加するのであれば、道路ネットワークとして位置付けやすくなる。《第3回1班》

道路ネットワークの実現に関するご意見

- ・優先順位を決めて、特に優先度の高いところを中心に取り組むべきである。《第2回2班、第3回2班》

道路空間の確保に関するご意見

- ・電柱地中化を併せて検討できないか。《第2回2・3班、第4回1班、第5回2班》
- ・道路を4mまで後退しなければならないところが下がっていないので幅員がガタガタである。ルールが一定でない。《第4回2班》
- ・建替えに伴う道路空間確保では、ヘビ玉道路は解消されない。《第4回2班》

通過交通対策に関するご意見

- ・機能補償道路や、地区内の道路を幅員6mに整備した場合、通過交通が増えることが予想されるため対策が必要（一方通行、速度制限等など）《第2回1・2・3班、第3回2・3班》
- ・23区内の都市計画道路の整備率と交通事故件数には相関はみられない。整備率を上げたからといって事故が減るとはいえない。また事故件数の多少により変化してしまうが、都市計画道路の整備率と自転車事故の発生には相関が見られるともいえる。整備率が上がると事故が起きやすいと考えられる。《第3回2班》

道路の通行しやすさに関するご意見

- ・道路の段差解消など通行者への配慮が必要《第2回2班・3班》

防災機能に関するご意見

- ・道路ネットワークを検討するうえでの視点として、防災面の観点は必要である。《第2回3班》
- ・初期消火の対応ができれば幅員6m道路はいらない（神楽坂などの例）。《第4回2班》
- ・地区の防災性向上は、基盤整備だけではなく、地域住民による初期消火など地域活動の面からも考えなければならない。《第4回2班》

その他のご意見

- ・道路ネットワークのあり方については考慮すべき点として、人口が減少することによる自動車交通の減少や税収の減収、超高齢社会となることは押えておくべきである。《第3回2班》
- ・サイクリングロードと機能補償道路を人が集まる施設として活用してはどうか。《第4回2班》

【参考】上部空間等検討ワークショップにて寄せられた道路に関する主なご意見

- ・機能補償道路に通過交通が進入しないような工夫が必要である。
- ・誰もが安全に通行できる道づくりが必要である。

個別の場所に関するご意見

多摩堤通りと機能補償道路の交差点が、世田谷通りの交差点と距離が近く危険。世田谷通りから離してほしい。

歩行者の安全性確保が必要。

水道橋は外環整備に伴い架け替えとなる。その際には、両側の水道道路敷も含め拡幅すべき。

大正橋のあり方について検討が必要。

交差点形状が複雑（変則6差路）で危険

6mに整備後、抜け道になるおそれがある。路線の振り替え、難しければ一方通行や車両走行速度抑制の工夫を検討してほしい。

このあたりは駐車場や畠が多く、延焼が防げるのではないか。

世田谷通りとの交差点の見通しが悪い。信号の位置がもう少し砧小学校寄りだとよかったです。

機能補償道路と水道道路の段差への配慮が必要

喜多見六丁目では、砧小学校が避難場所となっているが、急な坂道なうえ、途中階段となっており、車イスでは避難できない。

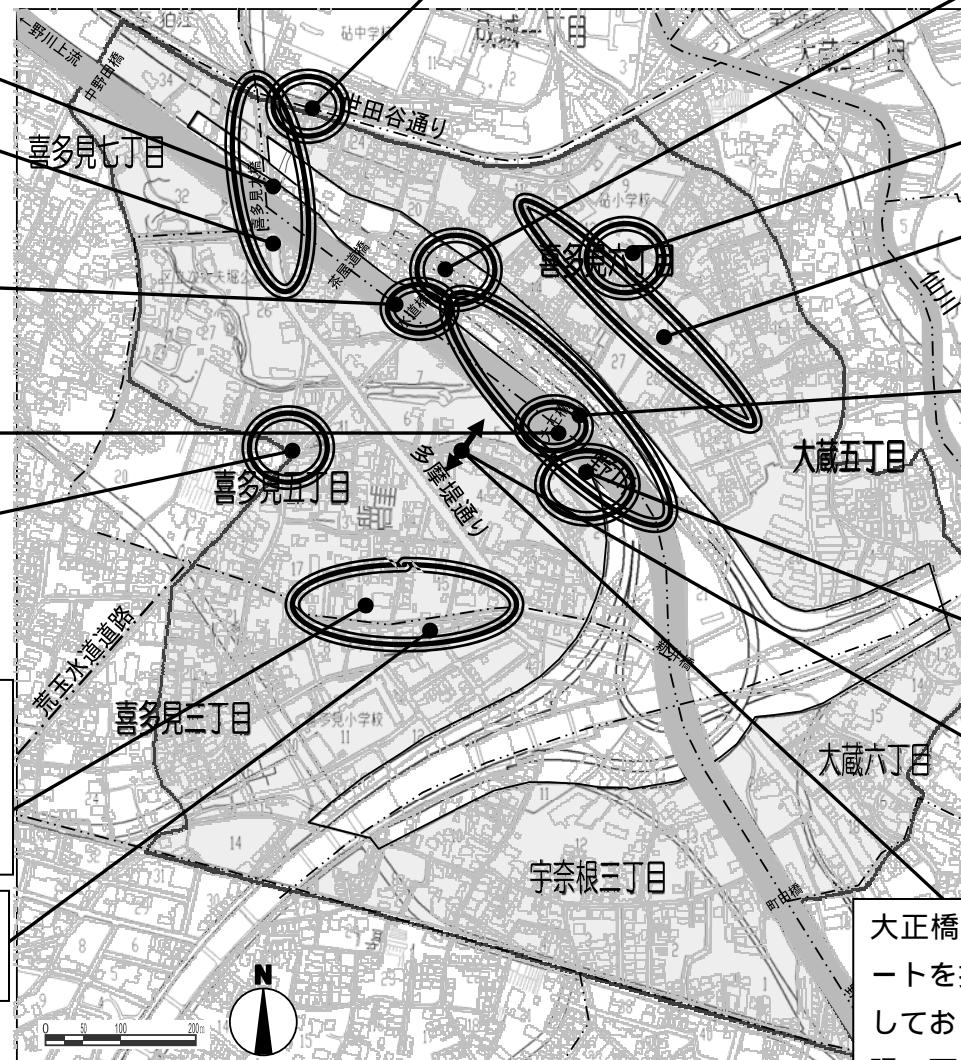
拡幅ではなく、電柱をなるべく設けないなどの工夫で歩行者の安全性を確保してほしい。

野川の北側を走る機能補償道路は、地区内生活者が中心となって利用する道路と位置付けてほしい。多摩堤通りの抜け道として利用されないような工夫が必要。

機能補償道路を結ぶため、整備が必要。

大正橋から多摩堤通りまで真っ直ぐつなぐルートを検討してはどうか（権利者の意向確認は必要）。

大正橋から多摩堤通りまで真っ直ぐつなぐルートを提案したが、路線上にマンションが立地しており、難しく北側の現道を使ったほうが実現の可能性は高い。



(2) 街並みの形成について ~土地利用(ゾーニング)と建物に関するルール~

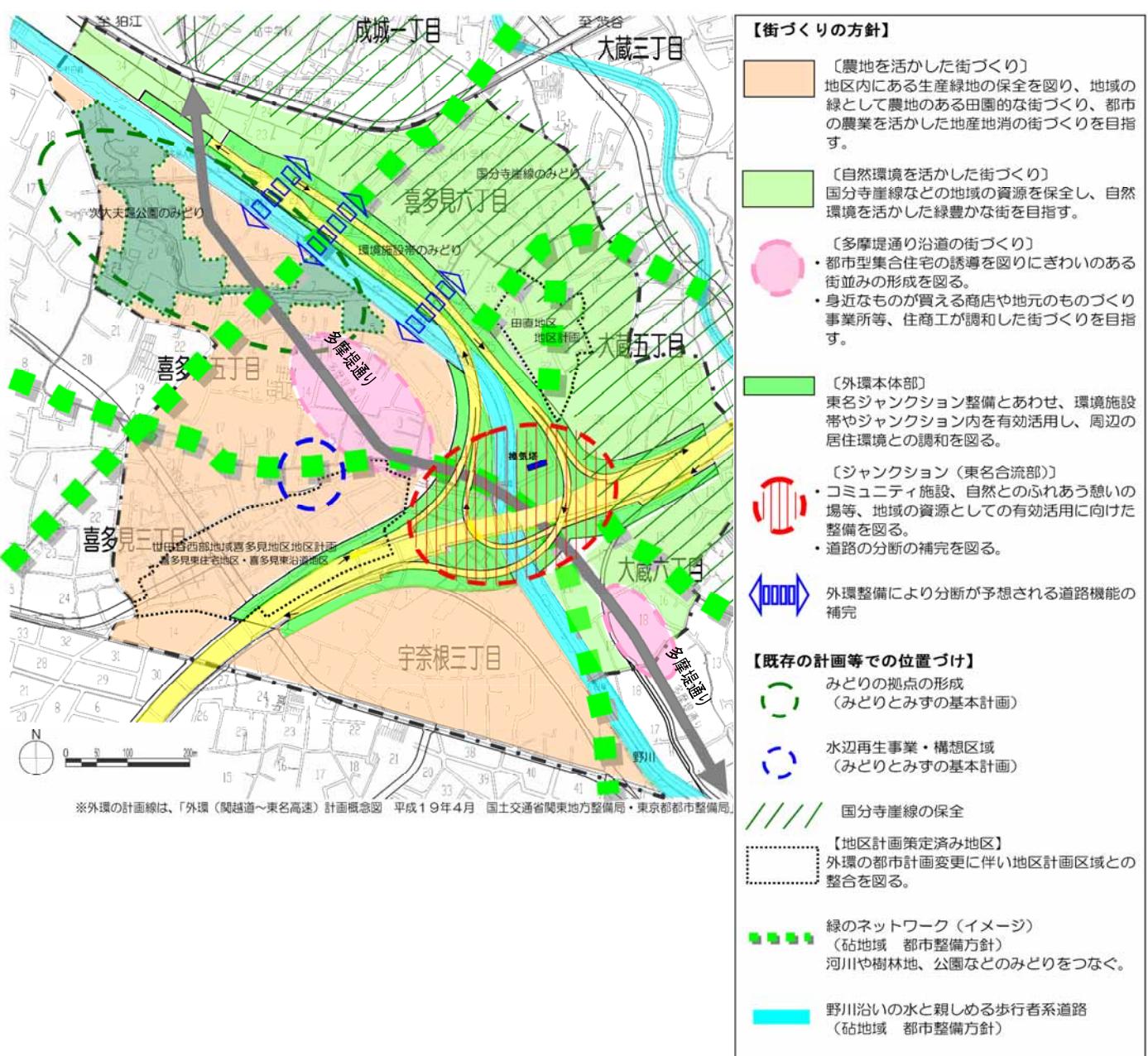
1) 街並みの形成について

土地利用に関する基本的な考え方

ア) 街づくり方針に定めた今後の土地利用のあり方

『街づくり方針』において、街づくりの基本的な土地利用の考え方を基本方針図としてまとめています。【ガイダンス P21 より】

街づくり方針の土地利用の考え方を基本として、今後どのような建物を誘導し、街並みをつくっていくのかについて検討します。



イ) 基盤整備と土地利用の関係

区画道路等の都市基盤が整備されることで、利便性、安全性及び快適性の向上が期待されます。土地利用の変化が想定されるなかで、都心居住の推進、住環境の保全などを図ることを目的として、地区の将来像に合わせた計画的な街づくりを進めることとなります。

《地区内の道路基盤が確保されゆとりある街並みを形成している例》

土地区画整理事業により道路基盤等を整備しながら地区計画で街並みの誘導を図っている地区

喜多見東地区

【現状の街並み】



【用途地域の指定】

区画整理施行前
第一種低層住居専用地域
(建ぺい率 50% 容積率 100%)
区画整理施行後(現在)
第一種中高層住居専用地域
(建ぺい率 60% 容積率 200%)
第二種中高層住居専用地域
(建ぺい率 60% 容積率 200%)

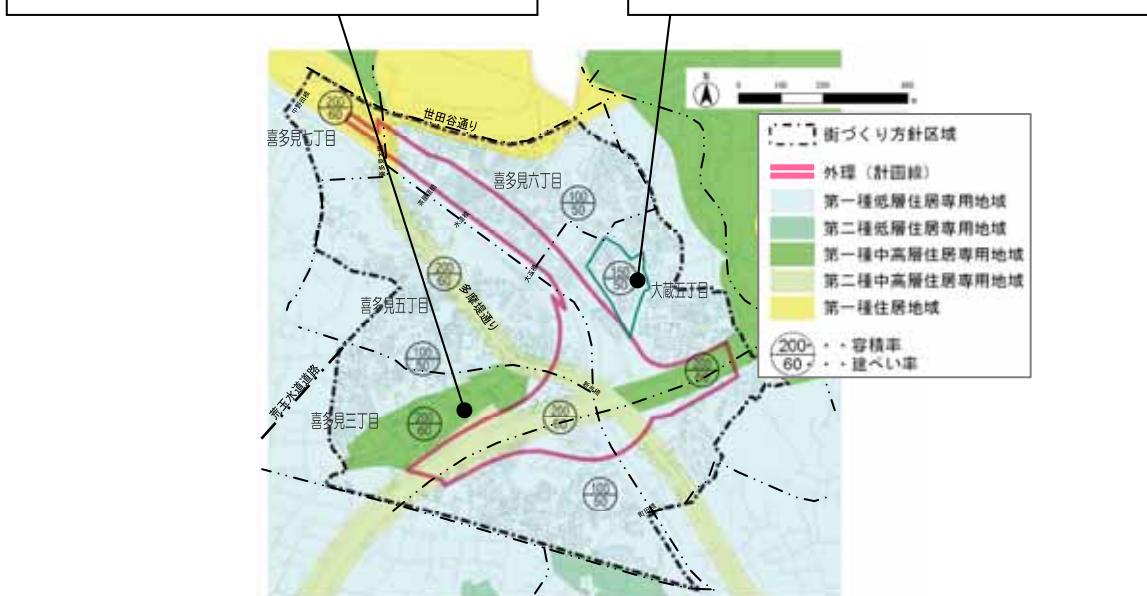
田直地区

【現状の街並み】



【用途地域の指定】

区画整理施行前
第一種住居専用地域
(建ぺい率 40% 容積率 80%)
区画整理施行後(現在)
第一種低層住居専用地域
(建ぺい率 50% 容積率 150%)



建物を建てるための基本的なルールについて

建物を建てるための基本的なルール (第4回資料 9頁)

建物の用途・・・用途地域

建物の規模・・・建ぺい率、容積率 など

【用途地域の指定状況と実際の街並み】

世田谷通り沿道

- 4、5階程度の中高層建築物が建ち並んでいます。
- スーパーなど日々の生活に必要な商業施設の立地が見られます。



喜多見六丁目周辺

- 2階建ての戸建住宅が集まっており、閑静な住宅地が形成されています。



多摩堤通り沿道

- 3、4階程度の建築物が建ち並んでいます。
- 小規模なコンビニや飲食店のほかに、事務所やガソリンスタンドも立地しています。



街づくり方針区域

外環（計画線）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域

200
60 容積率
200
60 建ぺい率



喜多見五丁目周辺

- 2階建ての戸建住宅が集まっており、閑静な住宅地が形成されています。



喜多見東地区

- 現在は戸建住宅の立地がほとんどですが、近年5階建ての介護施設が立地するなど、中高層の住宅街が形成されています。



田直地区

- 喜多見六丁目周辺よりもアパートが多く立地していますが、喜多見六丁目と同様に閑静な住宅街が形成されています。

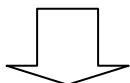


街づくりのイメージ（第5回資料1～2頁）

例1) 住宅街において…

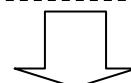
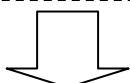


今ある住環境を残したい



敷地の規模や建物が建てられる位置等についてルールを検討
建ぺい率や容積率の見直し検討

例えば・・・



敷地面積の最低限度、建物の高さの最高限度、建物の壁面の位置の制限などをルールとして定める。

地区の骨格となる道路等の整備にあわせて、建ぺい率及び容積率を適切な数値に見直す。



日用品の買える店舗がほしい



地区の骨格となる道路等の整備 用途地域の見直し検討

例えば・・・



一定規模の日用品を扱う店舗が建築できる用途地域に見直す。



例2 地区内の主要な道路の沿道において…

現状の土地の利用状況を維持したい



建築可能な建物の用途を検討

例えば・・・



現在の用途地域制限で建てられる建物用途のうち、立地の望ましくない用途を制限する。

世田谷通り沿道（第一種住居専用地域）で建築可能な用途の例

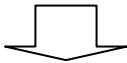
- ・ホテル・旅館
- ・自動車教習所
- ・畜舎

- ・ボーリング場
- ・単独倉庫

など



商店やものづくり事業所と住宅とが調和した街並みとしたい



建築可能な建物の用途を検討
用途地域の見直し検討



例えば・・・



エリアごとに建てられる建物の用途についてルール化する。

例：1階を商業・業務等の用途

一定規模の商店等が建築できる用途地域に見直す。



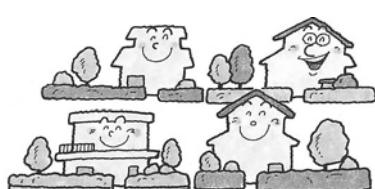
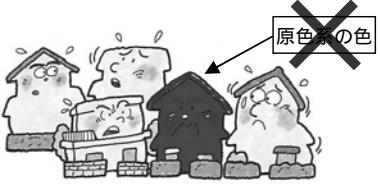
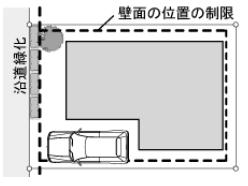
3) 具体的な街づくり実現手法について(第5回資料 3頁)

望ましいと考える街並みを実現する手法として、世田谷区の街づくり条例に基づく「地区街づくり計画」や、都市計画法に基づく「地区計画」などの制度があります。

地区街づくり計画
区民街づくり協定
緑地協定

地区計画
建築協定

【参考】地区街づくり計画や地区計画等で定めることのできるルールの例

建築物等の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度
地区の環境にふさわしい建物の用途を誘導するために定めます。 	敷地の細分化を防ぎ、建て詰まりを防止し、良好な住環境を維持します。 	地区の特徴や将来像などを踏まえ、日当たり確保や圧迫感のないまちを実現するため建物の高さの最高限度を定めます。 
建築物等の形態又は意匠の制限	壁面の位置の制限	垣又はさくの構造の制限
地区にそぐわない、建物などの形や色を制限し、調和の取れた落ち着いた街並みを形成します。 	道路や隣地からの建物の壁面の位置を定めることで、日照・通風・採光等を確保します。 	地震などの災害が起きた場合でも安全なように、ブロック塀を制限したり生け垣を設置したりします。 

4) 土地利用や建物ルールに関する検討会でのご意見

地区全体に関するご意見

地区の将来像に関するご意見

- ・地区で目指すべきあり方を住民が共有する必要がある。《第4回2班》
- ・砧地域は人が増えている。人が住める受け皿としての地域づくりが必要である。《第4回2班》
- ・成城や二子玉川のようなブランド力のあるまち、コミュニティバスが地域をめぐる便利なまちにしたい。《第4回2班》
- ・若い人たちが集まるためには「子育てしやすいまち」などコンセプトが必要。《第4回2班》
- ・将来、人口は少なくなるのだから、基盤を整備し、使いやすくしなければならない。《第4回2班》
- ・人口が過度に増えすぎ、ゆとりや縁など地区のよさが失われることの無いよう、開発をある程度コントロールするルールが必要である。《第5回1班》
- ・災害への備えが必要である。《第5回1班》
- ・若い人たちが集まるためには「子育てしやすいまち」などコンセプトが必要。《第5回2班》
- ・子育て支援・福祉支援を充実してほしい。《第5回2班》
- ・環境面を考慮し、将来的にも住みやすいまちにしたい。《第5回3班》
- ・メリハリのある土地利用で、人が集まる魅力あるまちとしたい。《第5回3班》

土地利用（ゾーニング）に関するご意見

- ・住・商・工・農が調和した市街地が望ましい。《第5回1・2班》

誘導する建物用途に関するご意見

- ・地形的に低い地区であるため日々の買い物に不便を感じている。多摩堤通りに商店が立地してくれると便利である。《第4回1班》
- ・歩いて行ける範囲に日用品を買える施設があるといい。《第4回2班》
- ・特に不便は感じていない。買い物は店舗まで行かなくてもデリバリーで対応できると思う。
- ・高齢化に対応した建物（高齢者と若い世代の交流が図れるもの、デリバリー専門の店舗等）を誘導したい。《第5回2班》
- ・野川沿いに小さなレストランやグッズ店などが欲しい。《第5回2班》
- ・倉庫が並ぶだけの街並みは避けたい（行き交う人のいない街並みになる）。《第4回2班、第5回2班》
- ・総合コミュニティ施設(小学校、保育園、高齢者の憩いの場所)が必要であ

る。《第5回2班》

建ぺい率・容積率等の都市計画の制限に関するご意見

- ・現状の街並みが形成されているならば、用途地域や建ぺい率、容積率のバランスはこのままで問題ないと考える。《第4回1班》
- ・住居系用途の場所では、道路整備とあわせて建ぺい率・容積率を見直すことによって土地を購入しやすくしたほうがよい。《第5回2班》
- ・容積率をあげることで若者向けのマンションを誘導したい。《第5回2班》
- ・ゆとりある住宅地とするため、建ぺい率は厳しくすることを検討してほしい。《第5回3班》
- ・建ぺい率を上げることを検討して欲しい。50/100では厳しい。《第5回3班》
- ・地権者で現状の建ぺい率・容積率に満足している人はいない。《第5回3班》

地区計画等の制度に関するご意見

- ・外環整備は地区にとってはマイナス要素である。それを補えるよう、魅力ある制度が必要である。《第5回3班》

現状に関するご意見

- ・都会だが静かで、緑豊かないい環境を持っている点が魅力である。
- ・崖線に近い地区であり、昔から井戸を利用した生活が営まれているなど、水も地区の魅力の1つである。《第4回1班》
- ・現状では、若い人は土地を購入しにくく呼び込むのは無理である。《第4回2班》
- ・20～30年前に比べて、過密化・高齢化が進んでいる。若い人が入ってこない。《第5回2班》
- ・静かに生活できる地区だが、来訪者はいない地区である。《第5回2班》
- ・成城と二子玉川、どちらにも行ける地域である。《第5回2班》
- ・現時点でも敷地面積が大きくなれない人が多いのではないか。《第5回2班》

その他ご意見

- ・これらの自然環境が、外環の整備に伴い損なわれる可能性があり、水源の枯渇、雨水貯留機能の低下（外環の整備に伴い、地区が盆地化することによる）大気状態、ヒートアイランド現象、屋敷林や農地の減少による景観への影響が考えられる。《第4回1班》
- ・水源は市街化が進んでいるなかで、すでに枯れているところもある。今後

- 建築される際には浸透ますの設置を求める。《第4回1班》
- ・周辺に住んでいる人や若い人の意見を聞きたい。《第4回2班》
 - ・違反している建物を建てるような人への対策（住民意識）が必要である。《第4回2班》
 - ・新しい住人が増えないのでないだろうか。20坪程度の戸建てがやっとではないか。《第4回2班》
 - ・用途地域変更をしないならば生活環境（縁）の確保が必要である。《第4回3班》
 - ・崖線の建築にあたっては浸透ますの設置が必要である。《第4回3班》
 - ・多摩堤通りと機能補償道路の交差部や大正橋については重点的に検討が必要である。《第4回3班》
 - ・ものづくり事業所等は地震や大雪などの災害時に、発電機や重機を用いて地域に協力することができる。《第5回1班》
 - ・街づくりの特区として位置づけられないか。《第5回2班》
 - ・街づくりには時間軸が大切である。《第5回2班》
 - ・地域コミュニティが強ければ、防災力も高まる。《第5回2班》
 - ・現状では、若い人は土地を購入しにくく、呼び込むのは無理である。《第5回2班》

【参考】上部空間ワークショップにて寄せられた土地利用に関するご意見

【多摩堤通り沿道】

- ・福祉施設やコミュニティ施設等による多世代が交流可能な施設が必要である。
- ・バス停と一体となった小広場が必要である。
- ・地元農産物の販売等もできる道の駅があるとよい。

【野川沿いの蓋かけ上部】

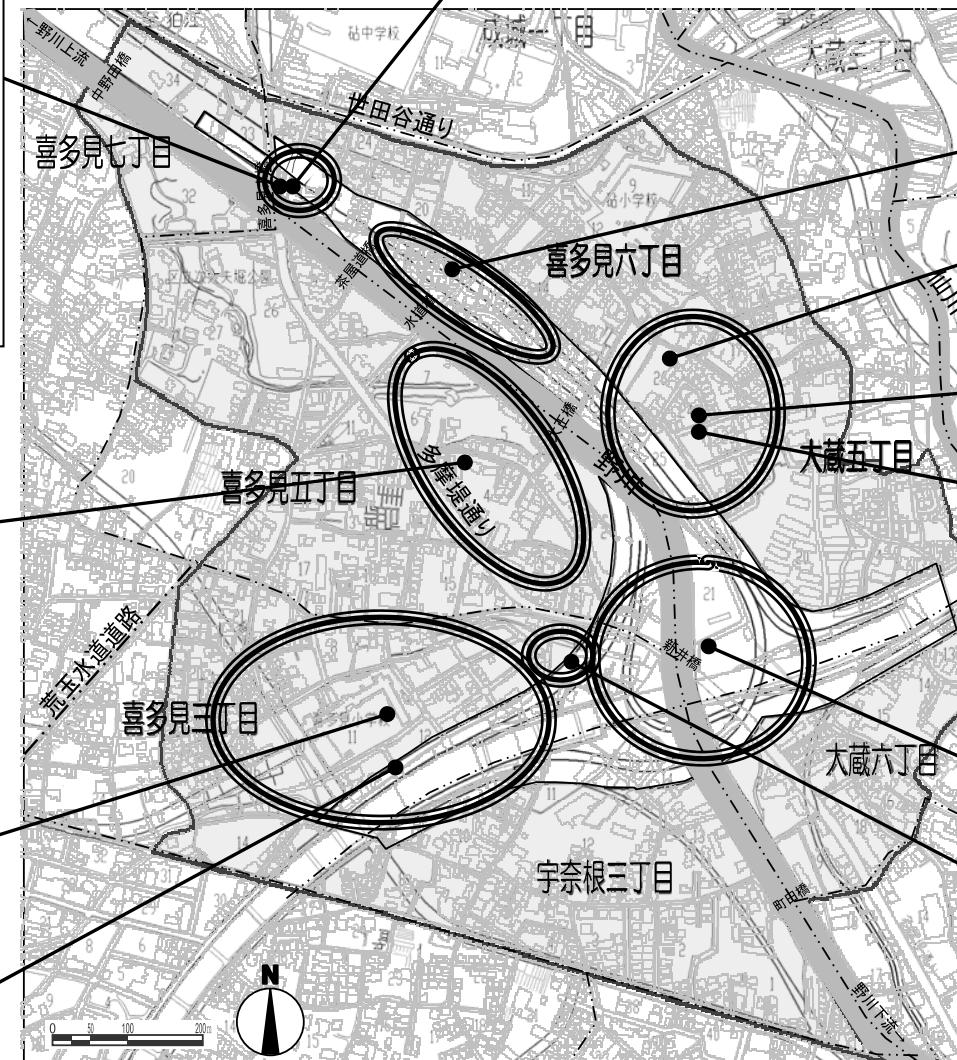
- ・人々が憩い、交流できる緑の水の公園が必要である。

個別の場所に関するご意見 -1

【多摩堤通り・世田谷通り沿道】

- ・現状の商業立地で満足できる。
- ・多摩堤通りにもう少し日用品等が買える商店がほしい。
- ・現状では用途が限られているので、多摩堤沿道等の用途変更も考えてみてはどうか。
- ・沿道では、会社や店舗等が立地できてもいいのではないか。

上部空間に事務所等の施設をつくらない。多摩堤通りと機能補償道路の取り付け部分について検討が必要。



人が集まる拠点づくりが必要(上部空間の活用を視野に)。

外環道や崖線との高低差から盆地状になり環境悪化が懸念される(喜多見六丁目付近)。

外環道や崖線との高低差から盆地のようになるかもしれない。

高齢者はバスや商店利用のために多摩堤通りや世田谷通り沿道まで行くことが大変。

ジャンクション内に降った雨は直接野川へ流さない(浸透ますや貯留槽の設置)。

周辺は指定建ぺい率、指定容積率が高いのにここだけ取り残されている(外環整備によりどうなるのか)。

・外環の整備による環境変化を受け るエリアである。
・生活環境が悪化する懸念があるた め、企業の立地が出来るようにし てはどうか。

敷地が広く低い建ぺい率で つくられたゆとりある街並みを維持したい。

・喜多見は現状の街を維持してほしい。
・小学校の付近は安全・安心な環境を維持してほしい。

個別の場所に関するご意見 -2

【多摩堤通り・世田谷通り沿道】

- ・歩車分離、電柱地中化を行うべきである。
- ・日用品等が買える便利な商店街を形成してほしい。



【上部空間等利用】

- ・外環の蓋がけ部分が路線全体にかかるないのであれば、上部空間の環境は悪いかもしない。上部空間を利用して、企業等の立地が考えられないか。
- ・若い人に魅力のある場所にしていきたい。
- ・集客機能、防災機能を兼ね備えた利用がされるべきである。
- ・外部の人、地区内に住んでいる人が共に利用できる施設とすべきである。
- ・カフェ・レストラン・常設のイベントの場がほしい。



(3) 地区内のみどりについて

1)みどりの種類について

みどりがもつ主な役割・機能(第6回資料 1頁)

みどりがもつ主な役割・機能は下記のとおり整理されます。

都市環境の改善

自然の水循環の回復

地域の風景の形成

都市の安全性の確保

安らぎやふれあいの醸成

みどりの種類 (第6回資料 16頁~)

世田谷区内では、公共施設としての公園、幹線道路等における街路樹、河川周辺の緑道、河川敷内や公共施設の敷地内のみどりのほか、各敷地内の緑化によるみどりがあります。

公共施設

・公園 ・街路樹

・緑道 ・河川周辺のみどり

公共施設以外のみどり

・宅地の緑化（道路に面した部分・敷地内） ・屋敷林等

・農地

2)みどりのネットワークについて

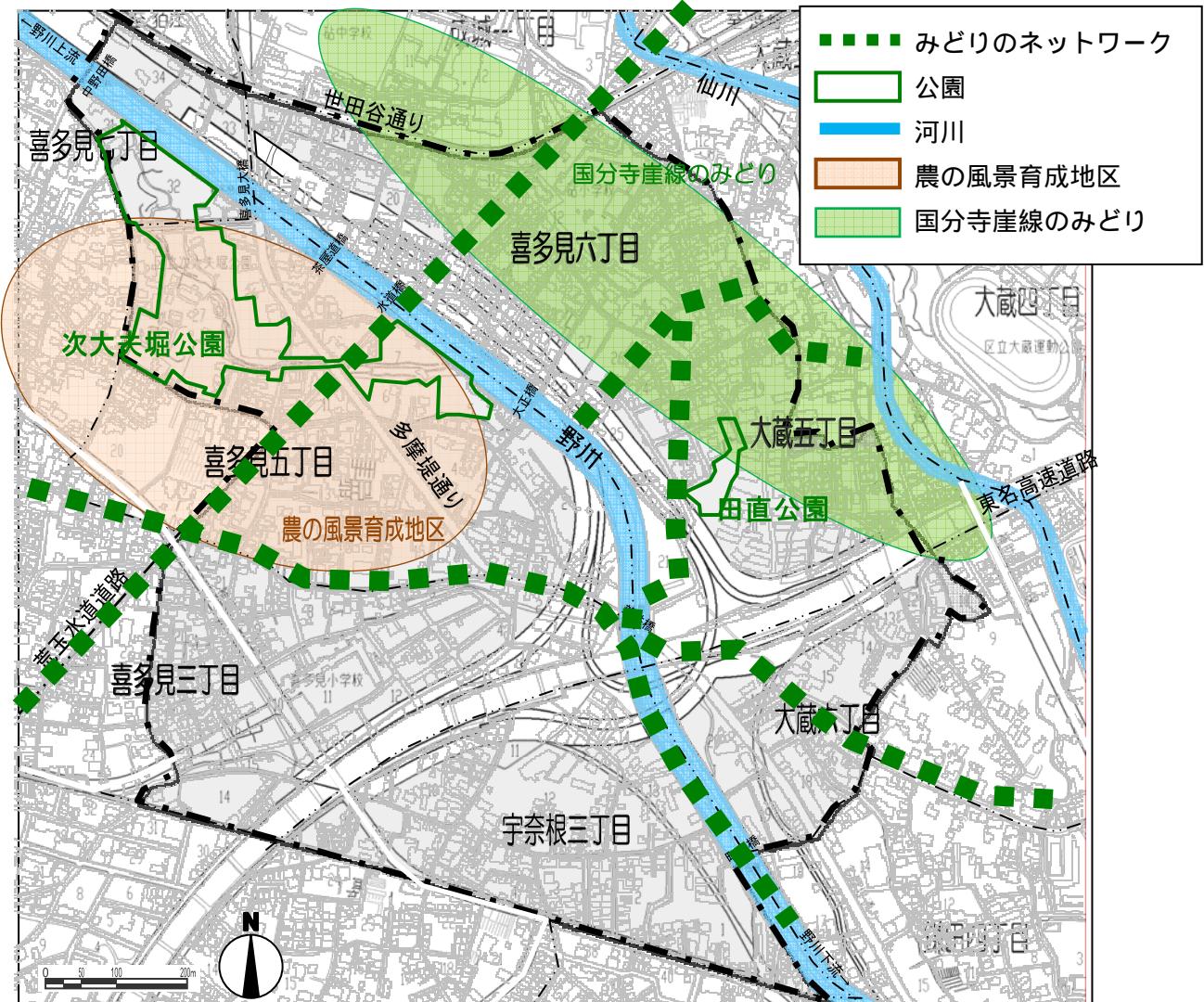
『みどりのネットワーク』は、『街づくり方針』で街づくりの基本的な土地利用の考え方として示した基本方針図を基に作成しています。(第6回資料 20頁)

みどりのネットワークの位置づけ

【みどりのポイント】次大夫堀公園、田直公園、野川河川敷等

これらのみどりのポイントを結ぶ道路等の空間

『みどりのネットワーク』



3) みどりに関する検討会でのご意見

地区全体に関するご意見

みどりの空間（公共）の造り方に関するご意見

- ・用途地域変更をしないならば生活環境（緑）の確保が必要である。《第4回3班》
- ・公共空間における街路樹の設置（成城の桜並木のような）住宅への垣根の設置による緑の創出を図ってほしい。《第4回1班》
- ・外環のグリーンベルトを形成する。《第4回3班》
- ・「〇〇の散歩道」として地区をネットワークするように定めてはどうか。《第6回2班》
- ・機能補償道路を、既存の緑をつなげる散歩道にしてはどうか。《第6回2班》
- ・気軽に入ることができ、ふれあえる「みどりの散歩道（プロムナード）」

にしてほしい。《第6回2班》

- ・ネットワークにおけるみどりに関する案内の設置をしてはどうか。《第6回3班》

民地におけるみどりの空間の造り方に関するご意見

- ・緑化を促進する制度（補助金等の制度）とあわせて、維持管理を担保する制度が必要である。《第5回3班》
- ・緑を植えていることで、減税などのメリットがほしい。《第5回3班、第6回1班》
- ・宅地の緑化は、風致地区等の制度に基づき行われているが限度がある。《第6回2班》
- ・宅地以外での緑化をいかに進めるかが課題である。《第6回2班》

みどりの維持・管理に関するご意見

- ・生垣は個人の管理がいきとどかないため、生垣のルール化には反対。《第5回3班》
- ・緑を維持管理するための人材確保が必要
- ・みどりを植えていることで、減税などのメリットがほしい。《第6回1班》
- ・みどりを維持するための業者等を紹介して欲しい。費用を補助してほしい。《第6回1班》
- ・風致地区制度が守られていないのではないか。《第6回2班》
- ・住民の協力が必要だが、中木くらいのまともな木を植樹してほしい。《第6回2班》
- ・大きな木を、ケガや事故を起こさないように管理するのが大変。《第6回2班》
- ・植えた人が管理するルールが必要である。《第6回2班》
- ・メンテナンス、マナーに関して地域で話合う機会が必要である。《第6回2班》
- ・クリーンデー（緑の保全運動など）の企画で住民に興味・関心を持つもらう必要がある。《第6回2班》
- ・規制をどの程度まで行うか検討する必要がある。《第6回3班》
- ・減少する緑を増やすためには、法令の規制を強化すべきである。《第6回3班》
- ・みどりを増やすこととあわせて防犯への配慮も必要である。《第6回3班》
- ・空地・残地について管理を含めた有効利用をしていくことが重要である。《第6回3班》
- ・屋上緑化は費用がかかる。《第6回3班》

農地に関するご意見

- ・相続時に農地を区が買い取って、農地として維持する制度が必要である。
《第6回1班》
- ・農の風景育成地区をもっと増やしてほしい。《第6回1班》
- ・農地を残すためにはJA等で農業の経営を株式会社化することが必要ではないか。《第6回2班》
- ・相続問題、従業者の高齢化があり、農家が維持できるのか疑問である。《第6回2班》
- ・不動産業を行うなど兼業農家がほとんどである。《第6回2班》
- ・地区内には、約20箇所農家があり直売所がある。《第6回2班》
- ・確実に減る農地をどのように確保していくかが重要である。《第6回3班》

その他ご意見

- ・地域ごとに、テーマの木等を決めて面白いのではないか。《第6回1班》
- ・現状のみどりを保全することが大切である。《第6回1班》
- ・災害時に農地に避難できる協定がある。《第6回2班》
- ・ネクスコ管理の土地は囲いがされており、災害時・緊急時に使えない状況である。《第6回2班》
- ・上部空間以外でみどりを増やすことも重要である。《第6回3班》
- ・非建築用地の緑地等利用を図る必要がある。《第6回3班》

【参考】上部空間ワークショップにて寄せられた緑に関するご意見

- ・外環の影響を軽減するため、常緑高木などを植栽してほしい。
- ・野川沿いや機能補償道路沿いにサクラなどを植栽してほしい。
- ・周辺の公園や国分寺崖線の緑をつなぐ緑のネットワークの形成を望む。
- ・植林活動や緑の維持管理に地域の人々が参加する仕組みが必要である。

個別の場所に関するご意見

緑化利用できないか。

外環上部空間と次大夫堀公園を
一体的に使える工夫がほしい。

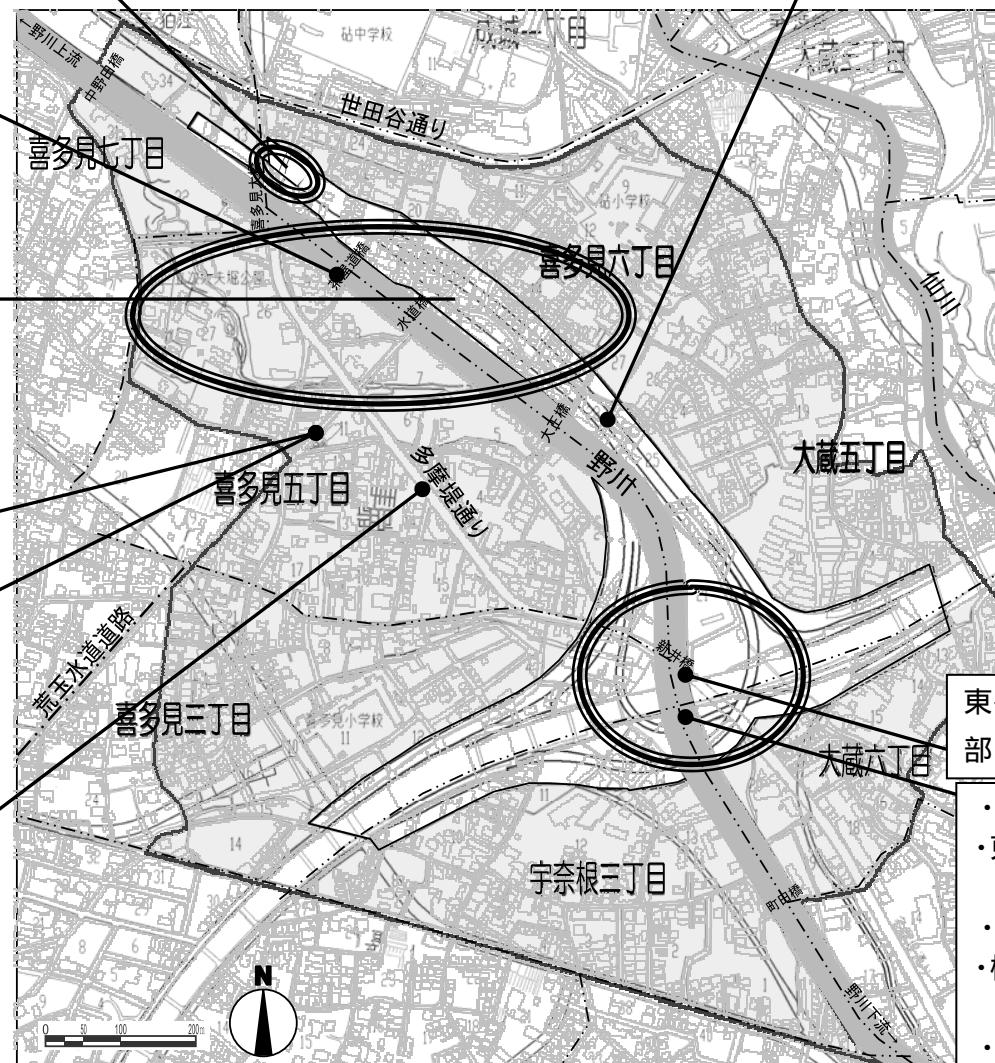
野川沿いは桜並木などで緑を確保してほしい。

・緑は上部空間で増やすしかない。
・ランプや料金所の蓋掛けしてみどり
を増やせるのではないか。

水道道路はみどりのネットワーク
としてどうなのか。現状でも各宅
地で緑が植えられている。

水道道路の幅を広げて緑化でき
ると良いのではないか。

多摩堤通りは殺風景である。
多摩堤通りを街路樹のある
道にしてほしい。



【東名ジャンクションについて】

- ・東名ジャンクションの負のイメージを払拭するような取組みが必要である。
- ・ジャンクションから 20、30m の範囲については、緑を増やしてほしいと区に要望していく必要がある。
- ・盛土するのであれば植栽をしてほしい。
- ・ランプの部分で緑化をしてほしい。

【機能補償道路について】

- ・機能補償道路は必ず植栽をするべきである。
- ・機能補償道路にはライフラインと植栽と電線地中化をセットで進めてほしい。

東名ジャンクションの下
部は緑化してほしい。

- ・法面を活用して緑化できないか。
- ・東名ジャンクション周辺の緑地化を前提で考えてほしい。
- ・外環道の残地を緑化してほしい。
- ・機能補償道路にも街路樹や緑を増やすべきである。
- ・電柱は建てないでほしい。

2. 今回の検討にあたって

前回までに皆様にご検討いただいた内容について、前ページまでに整理した資料を参考に、『道路ネットワーク』、土地利用や建物のルールである『街並みの形成』、『地区内のみどり』について整理・検討し、取りまとめていきます。